

一般廃棄物処理実施計画

令和6年度

直 島 町

令和6年度直島町一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、令和6年度直島町一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

1 処理する一般廃棄物の種類

- (1) 家庭系ごみ 町民の家庭生活から発生するごみ
- (2) 事業系ごみ 町内の事業所等から発生するごみで産業廃棄物以外のもの

2 処理区域

直島町内全域

3 町が収集する一般廃棄物の収集品目及び収集日

(1) 収集品目

品目	内容
燃えるごみ	台所ごみ、紙くず、植木の枝・木ぎれ等、布きれなど繊維くず、卵パック・弁当パック等、内面にアルミ箔のある紙パック、貝殻、プラモデル等、バケツ・洗面器など
紙類	新聞（折り込み広告含む）、雑誌・書類等、段ボール、紙パック、紙製容器包装（段ボール製は除く）
資源ごみ(1)	飲み物・食品等の缶、スプレー缶、ガスボンベ缶など
資源ごみ(2)	ジュース・お酒・調味料など食品関係のビン、ジュース・お酒・調味料などのペットボトル、ソース・油・シャンプーなどのプラスチック製容器
発泡スチロール	食品トレイ、漁箱、緩衝材など（発泡スチロール製のもの）
不燃ごみ	小型電気製品（テレビ等は除く）、食品以外のビン、陶器類、電球、ガラス片（新聞紙等で包む）、針金など
乾電池・蛍光灯	乾電池、蛍光灯

※粗大ごみは定期収集していませんので、資源化施設へ直接持って行くか、環境水道課へ特別収集（有料）を依頼してください。

○ 直接持込む場合の搬入場所等

品目	搬入場所	搬入日時
燃えるごみ・紙類・ 犬猫等の死体	クリーンセンター内 焼却施設（重石）	月～金曜日（年末年始除く） 8：30～12：00、 13：00～16：30
粗大ごみ・不燃ごみ・ 資源ごみ・混合ごみ	クリーンセンター内 資源化施設（重石）	月～土曜日（年末年始除く） 8：30～12：00、 13：00～16：30

○ 町では処理できないごみ

町で処理できないもの	品目例
危険・有害物	有毒・有害性を有する物（農薬・薬品） 引火性を有する物（塗料、LPガスボンベ）
運搬・処理困難物	農業用機械、バイク、タイヤ、消火器等
産業廃棄物	建屋の解体等で業者が入って発生したもの

(2) 収集日

①燃えるごみ

収集日	収集地区
月・水・金曜日	全 地 区

②資源ごみ（1）（2）・発泡スチロール・不燃ごみ・乾電池・蛍光灯

収集日	収集地区
火曜日	全 地 区

③紙類

収集日	収集地区
木曜日	全 地 区

※離島地区（屏風島、向島）については、第3水曜日（空カン類、資源ごみ、不燃ごみ等）

- 土・日曜日及び年末年始は原則として収集しません。
- 収集日が祝・祭りにあたる場合も収集します。
- ごみの分別と出し方のマナーを守って出してください。
- 決められたごみステーションへ当日の朝8時30分までに出してください。
- 燃えるごみ、資源ごみ（1）（2）、不燃ごみは、直島町指定の収集袋に入れて出してください。

4 収集運搬計画・処理方法等

ごみの種類		収集・運搬計画					中間処理		最終処理			
		収集 主体	収集 運搬量	収集 区域	収集 回数	収集 方法	排出 方法等	処理 方法	処理 施設	処理 方法	処理 主体	
家庭系 ごみ	可燃 ごみ	委託 業者	774t	町内 全域	週3回	ステー ション 方式	指定 収集袋	焼却	町 (委託)	—	—	
	不燃 ごみ		20t		週1回					破碎・ 資源化	埋立	町
	資源 ごみ		247t		週1回					資源化	—	—
	粗大 ごみ		47t		随時	戸別	直接 持込	破碎・ 資源化		—	—	
事業系 ごみ	可燃 ごみ	許可 業者 又は 自己 持込	458t	随時	戸別	直接 持込	焼却	町 (委託)	—	—		
	不燃 ごみ		0t						破碎・ 資源化	一部 埋立	町	
	資源 ごみ		23t						資源化	—	—	
合計			1,569t									

5 処理施設等の概要

(1) 焼却施設

施設名	直島町クリーンセンター内焼却施設
所在地	香川県香川郡直島町4062-5
事業主体	直島町
対象地域	町内全域
運営・維持管理体制	委託
処理対象物	可燃ごみ（町内）
焼却施設	【公称能力】6 t / 8 h（1基）
処理量	1, 232 t
焼却灰・飛灰	141 t
残渣処分方法	残渣なし（副原料及び再利用）山元還元施設へ

(2) 資源化処理施設

施設名	直島町クリーンセンター内資源化施設
所在地	香川県香川郡直島町4062-5他
事業主体	直島町
対象地域	町内全域
運営・維持管理体制	委託
公称能力	1 t / 5 h
保管対象物	空き缶選別・圧縮、ペットボトル選別・圧縮・梱包粗大ごみ破碎・選別、紙類選別、その他不燃物選別
処理量	152 t（紙類除く）
搬入量	152 t（紙類除く）

(3)最終処分施設

施設名	直島町納言様埋立地
所在地	香川県香川郡直島町2797他
事業主体	直島町
運営・維持管理体制	委託
埋立物	ビン殻、陶器殻、ガラス片などの不燃ごみ
全体面積	64,924 m ²
埋立面積	62,514 m ²
残余容量	17,090 m ³ (令和5年4月1日現在)
処分量	20 t
汚水処理方式	処理なし

6 収集主体 (一般廃棄物処理業許可業者一覧)

業者名	所在地	許可区分
マテリアル・エコ・リサイクル株式会社	直島町4054	町内一円
有限会社岡山クリーン	岡山市東区藤井178-7	町内一円
瀬戸内クリーンサービス株式会社	直島町1954	町内一円
協栄産業株式会社	直島町4054	町内一円
k a n e m i t s u 株式会社	直島町1977	町内一円
川西運送株式会社	直島町4054	町内一円
安田産業株式会社	岡山市南区三浜町1-1-18	町内一円

7 排出抑制施策等

町民・事業者・行政が相互に協力・連携しながらごみの減量化と資源化を推進する。

(1) 町民における排出抑制施策の推進

・生ごみ処理機等の導入

町では、生ごみ処理機及びガーデンシュレッダーの設置補助制度を設け、生ごみ処理機等を設置する町民に対して、一定の補助金を交付している。今後とも、本制度を継続するとともに、本制度の利用拡大のため、啓発チラシを配布するなどの普及活動を行う。

・マイバッグ（買い物袋）持参によるごみ減量化

町では、レジ袋削減の必要性やマイバッグの持参などを呼びかける。また、毎週水曜日を「買い物バッグの日」として定め、マイバッグの普及活動を行う。

・簡易包装によるごみ減量化

レジ袋や包装紙等のごみを減らす観点から、簡易包装や量り売り、バラ売りのものを選ぶよう配慮する。買物袋を新たに用意することなく、レジ袋を買物袋として再利用するのも一つの方法である。

・使い捨て製品の使用抑制、詰替え製品の利用

使い捨て製品の使用を抑制し詰替え製品を積極的に購入する等、ごみになるものを受け取らない生活、物を大切に作る生活スタイルを心掛ける。

・水切りによる生ごみの減量化

生ごみは、一般にごみ質量の約半分が水分である。したがって、生ごみの水分をできるだけ除去して排出することは、ごみの減量及びごみ焼却施設の焼却エネルギーを上げることになる。水切り袋等を使用して生ごみに含まれる水分をできるだけ除去するよう心掛ける。

(2) 事業者における排出抑制施策の推進

・過剰包装の抑制

包装を簡素化し、トレイの使用を必要最小限にする等流通業界団体等で包装基準を策定し、包装材料の減量化に一層の努力を行うとともに、消費者によるマイバッグ運動に努める。

・使い捨て容器の使用抑制

ごみとして排出される容器が増大していることから、生産者は使い捨て容器から繰り返し利用可能な容器への転換を図るとともに、販売業者も詰替え商品の販売の促進に努める。

・発生源における排出抑制

事業者は、拡大生産者責任者の理念の下にごみの減量化・再生利用について主体的にその方向づけを行い、発生源における複数事業者の協力による回収体制を整備

する等排出抑制の推進に努める。また、排出時には容器包装材としての回収を含め、適正分別排出に努める。

- ・観光ごみ排出量削減にむけた啓発活動の検討

事業者は、店舗において観光客向けの観光ごみ排出削減をイメージしたポスターや広告塔を掲示し、来訪する観光客に対してごみ排出抑制の啓発活動を行う。また、観光客からのごみの受け付けは極力行わないように努める。

(3) 行政における排出抑制施策の推進

- ・環境教育の充実

ごみの排出抑制を全町的、継続的に実効性のあるものとするためには、住民一人一人のごみに対する意識を向上させ、現状の把握、排出に対する責任、ごみ処理行政への理解を得ることが重要である。また、学校等でごみの分別や直島町クリーンセンターの見学等の体験型の環境教育活動に取り組むものとする。

- ・広報・啓発活動の充実

ごみの排出抑制の定着とごみに対する教育の補完を目的として、広報・啓発活動の充実を図るため、ごみ処理に係る諸問題について日常的に広報、ふれあい通信直島等で啓発活動に努める。町内のイベントや国・県の事業、制度等いろいろな機会を積極的に活用して、ごみの排出抑制や適正分別排出を呼び掛け、また、マイバッグ（買物袋）持参運動や詰替え商品の利用を勧める。

- ・事業系ごみ排出事業者に対する減量化指導の徹底

当町は、観光に訪れる観光客が多く、観光関係の事業所が多数存在する。本計画の削減目標達成のために、事業系ごみ排出量の大幅な削減が必要である。このことから、行政が主体となり、事業系ごみの減量化・再生利用を図るため、事業系ごみの適正な処理方法について排出事業者に対する指導の強化に努める。

- ・ごみの分別排出方法、減量化方法の周知徹底

当町では、ごみの分別や出し方をホームページに掲載するとともに、ごみカレンダーも作成し、町民に対してごみの分別排出に係る情報を提供している。

今後とも、分別方法等のホームページへの掲載やごみカレンダーの作成を行うとともに、ごみ分別ガイドブック等を作成し、町民の方により分かりやすい形で分別排出に係る情報をふれあい通信直島等で提供する。また、家庭や事業所で実施することができる減量化方法についても、広報紙やチラシ等を活用し、情報提供を行う。

- ・観光ごみの発生抑制のためのキャンペーン

観光地における観光客や旅館、観光施設などに対し、ごみの持ち帰り励行や監視員・指導員の配置など、観光ごみの発生を抑制するためのキャンペーンを展開する。